

特例適用住宅の用に供する土地の取得に
対する不動産取得税の徴収猶予申告書

- ①
- 住所
→申告者が現在お住まいの住所を記入してください。
 - 氏名
→氏名又は名称を記入してください。**※土地を共有で取得され共同で申告書を提出される場合は、共有者全員の氏名を記入してください。**
 - 個人番号
→申告者のマイナンバー（個人番号又は法人番号）を記入してください。

注意：マイナンバー（個人番号）を記載した申告書等を提出される際には、個人番号カード（通知カードではありません）もしくは本人確認書類（個人番号を確認するための書類（例：個人番号が記載された住民票）及び身元を確認するための書類（例：運転免許証、健康保険証））の提示又は郵送の場合は、本人確認書類の写し（コピー）の提出が必要となります。

詳しくは府税のホームページ「[府税のあらかるとマイナンバー制度について](#)」をご覧ください。

- 電話番号
→平日の昼間に応対可能な電話番号を記入してください。

②減額を受けようとする土地について記入してください。

- 所在
→取得された土地の所在を記入してください。

- 地番
→土地の地番を記入してください。

- 地目
→土地の地目を記入してください。

例) 宅地、雑種地 等

- 地積
→減額を受けようとする土地の面積を記入してください。

※複数筆ある場合は、合計の面積を記入してください。

- 取得年月日
→土地の所有権を取得した日を記入してください。

- 取得原因
→土地の取得事由を記入してください。

例) 売買、贈与 等

大阪府 府税事務所長様		令和 年 月 日	
		住所	大阪市中央区大手前2丁目1-46
		氏名	大阪 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
		個人番号	111111111111 (法人にあっては、法人番号)
		電話番号	06(1234)5678
大阪府税条例第42条の13の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申告します。			
土地	所 在	大阪市中央区谷町3丁目	
	地 番	39番1	
	地 目	宅地	
	地 積	123.04㎡	
新築予定 特例適用 住宅	取 得 年 月 日	平成・令和 31年 4月 20日	取得原因 売買
	新築する者	住 所	大阪市中央区大手前2丁目1-46
		氏名又は名称	大阪 太郎
	着工予定年月日	平成・令和 2年 8月 12日	
	完成予定年月日	令和 3年 2月 20日	必ずご記入ください(注1)
取得した土地の譲渡(予定)の有無	有・無		
譲 渡 先	住 所	大阪 花子	
	氏名 又は 名称	大阪市住之江区南港北1丁目14-16	
	譲渡(予定)年月日	平成・令和 3年 1月 28日	
徴 収 猶 予 を 受 け る べ き 税 額	123,500円		
備 考			

注意：この申告書には、次に掲げる場合の当該事実を証する書類を添付してください。

- 1 土地を取得した日から2年(当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われた場合にあっては、3年(当該土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難であるとして地方税法施行令附則第6条の17第2項で定める場合にあっては、4年))以内に当該土地の上に地方税法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築される場合(当該土地の取得者が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有するとき又は当該特例適用住宅の新築が当該土地の取得者から当該土地を取得した者により行われるときに限る。)
- 2 土地を取得した日(平成23年10月20日から令和3年3月31日までの間に限る。)から2年以内に当該土地の上に地方税法附則第11条の4第3項に規定する特例適用サービス付き高齢者向け住宅が新築される場合(当該土地の取得者が当該土地を当該特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築の時まで引き続き所有するとき又は当該特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築が当該土地の取得者から当該土地を取得した者により行われるときに限る。)

番号確認	
身元確認	
代理権確認	

(注1)「完成予定年月日」欄に記入された日付が、徴収猶予の期限となりますので、必ずご記入ください。記入された日付までに減額申告をしていただく必要がありますので、ご注意ください。なお、徴収猶予できる期間は、土地の取得年月日から最長3年間です。

- 新築する者
→住所：例)新築される方(建築主)の現在の住所を記入してください。
氏名又は名称：新築される方の氏名(名称)を記入してください。

- 着工予定年月日
→新築家屋の着工日を記入してください。
予定の日で結構です。

- 完成予定年月日
→「完成予定年月日」欄に記入された日付が、徴収猶予の期限となりますので、必ずご記入ください。記入された日付までに減額申告をしていただく必要がありますので、ご注意ください。なお、徴収猶予できる期間は、土地の取得年月日から最長3年間です。

- ④ 今回取得した土地にご自身で特例適用住宅を新築することなく、今後取得した土地を譲渡する予定があるかについて、記入してください。

- 取得した土地の譲渡(予定)の有無
→譲渡した又はその予定がある方は、「有」に○をつけてください。
譲渡の予定がない方は、「無」に○をつけてください。

- 譲渡先
→譲渡した又はその予定がある方は、その譲渡先の情報を記入してください。

- ⑤ 徴収猶予を受けるべき税額がおわかりの場合は、記入してください。

- ⑥ この申告書は、別途課税する前に送付する「不動産取得税に係る申告及び課税について(お知らせ)」に記載の期日(提出期限)までに、必ず添付書類とともに、提出してください。

添付書類は次の添付書類一覧をご覧ください。